

平成29事業年度

廃炉等積立金管理業務に関する
事業計画書及び収支予算書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

1. 業務の開始の時期

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 5 章第 5 節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務（以下「廃炉等積立金管理業務」という。）の開始の時期は、平成 29 年 10 月 1 日とする。

2. 業務に関する事業計画

本機構は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 29 年経済産業省令第 76 号。以下「省令」という。）その他の関係法令（以下「法令」という。）に従い、廃炉等実施認定事業者による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体であることを踏まえつつ、主に次に掲げる業務を行うこととする。

（1）廃炉等積立金の管理及び運用

本機構は、廃炉等実施認定事業者から受け入れた廃炉等積立金を安全かつ確実に運用すべく、法令に従い、適正な業務管理に努める。

平成 29 年度においては、廃炉等積立金の受入れが平成 30 年度以降に予定されていることから、資金運用に関する方針等を定めるべく、必要な検討を行う。

（2）廃炉等積立金の額の決定

本機構は、法に定める事業年度ごとに、廃炉等積立金の額を定め、経済産業大臣の認可を受ける。積立金の額を定めるに際しては、法第 55 条の 4 第 2 項及び省令第 4 条の規定に従い、法第 55 条の 5 の規定により届け出られた事項を踏まえつつ、運営委員会の議決を経て行う。

（3）廃炉等積立金の取戻し

本機構は、法に定める事業年度ごとに、廃炉等実施認定事業者と共同して、廃炉等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受ける。

本機構は、当該計画の作成に当たって当該計画に盛り込むべき作業として、「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」を提示するなど、廃炉等実施認定事業者のプロジェクト管理部門と密接に連携することにより、安全性と合理性の両立に向けて、実効的な計画を作成する。

3. 業務に関する収支予算（平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

平成 29 年事業年度における廃炉等積立金管理業務に関する収支予算は、別紙のとおり。

(単位：千円)

収 入		支 出	
区 分	予算額	区 分	予算額
(款) 廃炉等積立金収入	0	(項) 廃炉等積立金取戻支出	0
(項) 廃炉等積立金預り収入	0		
(項) 積立金運用収入	0	(項) 事業諸費	33,763
		(目) 旅費	3,827
		(目) 外部委託費	29,936
		(項) 一般管理費	71,371
		(目) 役職員給与	47,521
		(目) 事務費	19,108
		(目) 固定資産取得費用	4,742
合計	0	合計	105,134